

伊加賀スポーツセンター地区地区計画について (地区計画の内容)

1. 地区計画の方針

	名 称	伊加賀スポーツセンター地区地区計画
	位 置	枚方市伊加賀西町地内
	面 積	約 3.9 ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、枚方市の南西部地域に位置し、府立枚方西高等学校の跡地を活用し、伊加賀スポーツセンターとしてグラウンド、テニスコートが整備され、スポーツ活動の拠点として利用されている地区である。</p> <p>地区計画を策定することにより、体育館等スポーツ施設としての機能を確保することで、市民のスポーツ環境の向上に寄与するとともに、地区内では中高木の維持を推奨し、周辺環境との調和に配慮し緑化を進めていくことを目標とする。</p>
	土地利用の方針	市南部のスポーツ拠点としてグラウンド、テニスコート、体育館等の運動施設を配置し、市民がスポーツを楽しめる環境づくりを図る。
	建築物等の整備の方針	スポーツセンター機能の確保を図るため、建築物の用途制限を行うとともに、建築物の緑化率の最低限度を定める。

「地区計画の区域は、計画図表示のとおり」

2. 地区整備計画

建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 体育館 (2) 水泳場 (3) 倉庫 (4) 事務所 (5) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。）別表第 2（ろ）項第 2 号に掲げるもの (6) 前各号の建築物に附属するもの</p>
	建築物の緑化率の最低限度	建築物の緑化率の最低限度は、10分の2とする。

「地区計画の区域は、計画図表示のとおり」